

改正

平成30年4月27日告示第49号

令和2年1月29日告示第4号

中之条町小規模契約希望者登録要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、中之条町（以下「町」という。）が発注する小規模な工事・修繕、物品等購入、業務委託等に係わる請負契約（以下「小規模契約」という。）のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない町内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

**第2条** 小規模契約の対象となる契約は、その内容が軽易かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が次の各号のものとする。

- (1) 工事・修繕 100万円以下
- (2) 物品等購入 75万円以下
- (3) 業務委託等 50万円以下

(登録できる者)

**第3条** 契約希望者として登録することができる者は、町内に主たる事業所又は住所を有している法人事業者又は個人事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 他の市町村に本店又は主たる事業所を置く者
- (3) 中之条町が発注する競争入札に参加する者に必要な資格等（令和元年中之条町告示第89号）に基づく中之条町入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (5) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (6) その他公共工事の契約の相手方として適当でないと認められる者

(登録できる工事等の種類)

**第4条** 小規模契約の契約希望者として登録できる工事等の種類は3以内とし、申請書に記載するその種類は別表1に掲げるもの等とする。

(登録申請の方法等)

**第5条** 契約希望者は、小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人事業者の登録
  - ア 全ての町税に係わる納税証明書（申請時点で3か月以内のもの）
  - イ 商業登記簿謄本（申請時点で3か月以内のもの）
  - ウ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
  - エ その他町長が必要と認める書類
- (2) 個人事業者の登録
  - ア 全ての町税に係わる納税証明書（申請時点で3か月以内のもの）
  - イ 身分証明書（申請時点で3か月以内のもの）

- ウ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
  - エ その他町長が必要と認める書類
- 2 登録申請は随時受付するものとする。
- 3 登録の有効期間は、登録から偶数年（西暦）の3月31日までとし以後、申請に基づき登録するものとする。

（登録名簿への登載）

**第6条** 町長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し小規模契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 登録名簿は、公表するものとする。

（登録事項の変更等）

**第7条** 登録名簿に登載された契約希望者は、登録事項に変更があったときは小規模契約希望者登録事項変更届（様式第2号）を、事業を中止又は廃止したときは小規模契約希望者登録中止（廃止）届（様式第3号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（登録者の取扱い）

**第8条** 契約を担当する課等の長は、小規模契約に該当する業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積もり参加の機会を与えるよう努めるものとする。この場合において前段の業者の選定に際しては、第3条第3号に規定するものを妨げるものではない。

（不正行為等の禁止）

**第9条** 契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはならないものとし、業務に関して、不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定により小規模契約希望者登録を抹消したときは、小規模契約希望者登録抹消通知書（様式第4号）により、登録者に通知するものとする。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年4月27日告示第49号）

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

**附 則**（令和2年1月29日告示第4号）

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

#### 別表1

小規模契約の種類	主な契約の内容
一般土木工事	土木工事等
建築工事	建築工事等
大工工事	大工修繕、造作修繕等
左官工事	左官修繕、モルタル修繕、吹付け修理等
屋根工事	屋根葺（鋼板・瓦葺等）修繕、雨樋修繕等
タイル、ブロック・石工事	タイル張り修繕、ブロック積修繕、石材修繕等
ガラス・サッシ工事	ガラス加工取付、サッシ、網戸等

建具工事	ふすま、障子、木製建具関係等
塗装工事	塗装
内装仕上工事	天井・壁・床上げ修繕、畳、カーテン、ブラインド等
板金工事	板金加工取付、修繕等
電気工事	構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕等
管工事	給排水設備修繕、給湯設備修繕、空調設備修繕、ガス設備等
消防施設工事	火災報知設備修繕等
備品	ソファ・椅子・その他備品の修繕
その他	その他町長が認める工事等

様式第1号

小規模契約希望者登録申請書

年 月 日

中之条町長 様

中之条町が発注する小規模契約について、契約希望者登録をしたいので、中之条町小規模契約希望者登録要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者

住所又は所在地	〒 吾妻郡中之条町大字	
商号又は名称	フリガナ	
代表者の職氏名	フリガナ	使用印鑑
電話番号		
FAX番号		

- (注) 1 使用印鑑は、見積書、請書、請求書等に使用するものを押印してください。  
 2 法人の場合、代表者印を使用してください。  
 3 個人事業主の場合は、実印でなくても可能ですが、ゴム等の変形しやすい材質の物などは避けてください。

登録を希望する工事等の種類（3種類以内）

番号	希望する工事等の種類	資格・免許等の名称	経験年数
1			
2			
3			

《添付書類》

- 1 全ての町税に係わる納税証明書。申請時点で3か月以内のもの
- 2 商業登記簿謄本（法人事業者）。申請時点で3か月以内のもの
- 3 代表者の印鑑証明書（法人事業者）
- 4 身分証明書（個人事業者）。申請時点で3か月以内のもの

※ 登録を希望する工事等の履行に際して、資格・免許等が必要な場合は、それらを受けている場合のみ申請できますので名称を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。

様式第2号

小規模工事等契約希望者登録事項変更届

年 月 日

中之条町長 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
氏 名 ㊟

小規模契約希望者登録事項に変更があったので、中之条町小規模契約希望者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

該当	変更事項	変 更 前	変 更 後
	商号又は名称	フリガナ -----	フリガナ -----
	住所又は所在地	〒	〒
	代表者職氏名	フリガナ -----	フリガナ -----
	電話・FAX番号	電 話 F A X	電 話 F A X
	使 用 印		
	その他の変更事項		

- (注) 1 変更届の印は、見積書、請書、請求書等に使用するものを押印してください。  
2 変更事項の該当欄に○印を付け、変更前及び変更後の項目に記入してください。

**様式第3号**

小規模工事等契約希望者登録中止（廃止）届

年 月 日

中之条町長 様

申請者住所  
商号又は名称  
氏名 ㊟

このたび、事業を中止（廃止）したので、中之条町小規模契約希望者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 中止（廃止）年月日 年 月 日

**様式第4号**

小規模契約希望者登録抹消通知書

年 月 日

様

中之条町長

中之条町小規模契約希望者登録要綱第9条第1項の規定により、あなた（貴社）の小規模契約希望者登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

《理 由》